

別表

事業名				(1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業				(2) 介護サービス事業所等との連携支援事業				
基準単価(単位:千円, 1事業所又は1定員当たり)												
助成対象  事業所・施設等の種別(※1)				令和2年1月15日以降に, 以下のいずれかに該当した事業所・施設等(17を除く) ① 県から休業要請を受けた通所系サービス事業所, 短期入所系サービス事業所(19及び20の通いサービス又は宿泊サービス, 26の短期利用認知症対応型共同生活介護を含む) ② 利用者又は職員に感染者が発生した事業所・施設等(職員に複数の濃厚接触者が発生し, 職員が不足した場合を含む) ③ 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所(19及び20の訪問サービスを含む), 短期入所系サービス事業所(19及び20の宿泊サービスを含む), 入所施設・居住系サービス事業所		⑤ ①又は②に該当しない通所系サービス事業所であって, 当該事業所の職員により, 居宅で生活している利用者に対して, 利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で, 居宅を訪問し, 個別サービス計画の内容を踏まえ, できる限りのサービスを提供した事業所(※2)		令和2年1月15日以降に, 以下のいずれかに該当した事業所・施設等の利用者の受け入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の事業所・施設等 ・(1)①又は②の事業所・施設等 ・感染症の拡大防止の観点から必要があり, 自主的に休業した事業所(※3)				
				各サービス共通		④ ①又は②に該当する通所系サービス事業所であって, 当該事業所の職員により, 居宅で生活している利用者に対して, 利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で, 居宅を訪問し, 個別サービス計画の内容を踏まえ, できる限りのサービスを提供した事業所(※2)		各サービス共通				
通所系	1	通所介護事業所	通常規模型	537	/事業所	左記に加えて	537	/事業所	537	/事業所	268	/事業所
	2		大規模型(Ⅰ)	684	/事業所	左記に加えて	684	/事業所	684	/事業所	342	/事業所
	3		大規模型(Ⅱ)	889	/事業所	左記に加えて	889	/事業所	889	/事業所	445	/事業所
	4	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)		231	/事業所	左記に加えて	231	/事業所	231	/事業所	115	/事業所
	5	認知症対応型通所介護事業所		226	/事業所	左記に加えて	226	/事業所	226	/事業所	113	/事業所
	6	通所リハビリテーション	通常規模型	564	/事業所	左記に加えて	564	/事業所	564	/事業所	282	/事業所
	7		大規模型(Ⅰ)	710	/事業所	左記に加えて	710	/事業所	710	/事業所	355	/事業所
	8		大規模型(Ⅱ)	1,133	/事業所	左記に加えて	1,133	/事業所	1,133	/事業所	567	/事業所
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所, 短期入所療養		27	/定員		-		-		13	/定員
訪問系	10	訪問介護事業所		320	/事業所		-		-		160	/事業所
	11	訪問入浴介護事業所		339	/事業所		-		-		169	/事業所
	12	訪問看護事業所		311	/事業所		-		-		156	/事業所
	13	訪問リハビリテーション事業所		137	/事業所		-		-		68	/事業所
	14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		508	/事業所		-		-		254	/事業所
	15	夜間対応型訪問介護事業所		204	/事業所		-		-		102	/事業所
	16	居宅介護支援事業所		148	/事業所		-		-		74	/事業所
	17	福祉用具貸与事業所		-			-		-		282	/事業所
多機能型	18	居宅療養管理指導事業所		33	/事業所		-		-		16	/事業所
	19	小規模多機能型居宅介護事業所		475	/事業所		-		-		237	/事業所
入所施設・居住系	20	看護小規模多機能型居宅介護事業所		638	/事業所		-		-		319	/事業所
	21	介護老人福祉施設		38	/定員		-		-		19	/定員
	22	地域密着型介護老人福祉施設		40	/定員		-		-		20	/定員
	23	介護老人保健施設		38	/定員		-		-		19	/定員
	24	介護医療院		48	/定員		-		-		24	/定員
	25	介護療養型医療施設		43	/定員		-		-		21	/定員
	26	認知症対応型共同生活介護事業所		36	/定員		-		-		18	/定員
	27	養護老人ホーム, 軽費老人ホーム, 有料老人ホーム, サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)		37	/定員		-		-		19	/定員
	28	養護老人ホーム, 軽費老人ホーム, 有料老人ホーム, サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)		35	/定員		-		-		18	/定員

	<p>関係者と緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要となる経費</p>	<p>(1)①若しくは②の事業所・施設等又は感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した事業所(※3)の利用者の必要な介護サービスを確保する観点から、当該事業所・施設等の利用者の積極的な受け入れや職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の介護サービス事業所・介護施設等に対して、緊急かつ密接な連携を実施することに伴い必要となる経費</p>	
<p>対象経費(※4)</p>	<p>(例)  <b>【介護サービス事業所・介護施設等のサービス継続に必要な費用】</b>  ア 事業所・施設等の消毒・清掃費用  イ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用  ウ 事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等  エ 連携先事業所・施設等への利用者の引き継ぎ等の際に生じる、介護報酬上では評価されない費用  オ 送迎を少人数で実施する場合に追加で必要となる車の購入又はリース費用等</p> <p><b>【通所系サービス事業所が人数制限して行うサービス実施に係る費用】</b>  カ 通所しない利用者宅を訪問して安否確認等を行うために必要な車や自転車の購入又はリース費用等  キ ICTを活用し、通所しない利用者に対して安否確認等を行うための利用者用タブレットのリース費用等(通信費用は除く)</p> <p><b>【通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所が事業所外の代替の場所にて行うサービス実施に係る費用】</b>  ク サービス提供場所の賃料、物品の使用料等  ケ 職員の交通費、利用者の送迎に係る費用</p>	<p>(例)  <b>【通所系サービス事業所による訪問サービス実施に係る費用】</b>  コ 訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当  サ 訪問介護事業所に所属する訪問介護員による同行指導への謝金  シ 訪問サービス実施に必要な車や自転車の購入又はリース費用等  ス 訪問サービスの実施に伴う損害賠償保険の加入費用  セ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用</p>	<p>(例)  <b>【利用者受入に係る連絡調整費用、職員確保費用】</b>  ア 追加に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等  イ 利用者引き継ぎ等の際に生じる、介護報酬上では評価されない費用</p> <p><b>【職員の応援派遣に係る費用】</b>  ウ 職員を応援派遣するための諸経費(職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等)</p>
<p>補助率</p>	<p>10/10</p>		
<p>補助金交付額の算定方法</p>	<p>・選定額は、基準額と対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額(補助事業者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額とする。  ・選定額に補助率を乗じた金額を交付額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。  ・1事業所・施設当たり1回まで交付することができる。  ・1事業所・施設に(1)と(2)両方を交付することができる。  *なお、特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。</p>		

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、

- ・ 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
- ・ 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。

※2 「通所系サービス事業所の職員により利用者の居宅への訪問によるサービス提供を行った事業所」は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」(令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、振興課、老人保健課連名事務連絡)別紙1の2に基づきサービス提供している事業所を指す。

※3 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日(通所系サービス事業所が※3の訪問によるサービスのみを提供する場合を含む)が連続3日以上の場合を指す。

※4 かかり増し経費等として考えられるものを例示しているが、実際の助成に当たっては、個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うものであり、通常の介護サービスの提供時では想定されないと知事が認めるものであれば、幅広く対象とする。